

維持点検実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、適合証明検査に関する規程第13条により、認定正会員が行う維持点検の実施の手順等について定めるものである。

(維持点検の実施)

第2条 維持点検を行う認定正会員（以下、「維持点検実施正会員」という。）は、維持点検を実施し、維持点検結果報告書を理事長に提出しなければならない。

(維持点検実施期間)

第3条 維持点検の実施期間は、認定取得後1年及び2年を経過した日を目途に、理事長が決定し、維持点検正会員に通知するものとする。

2 維持点検の実施期間は、概ね2週間とする。

(維持点検項目)

第4条 維持点検項目は、適合証明検査の実施項目の中から事務局が抽出し、チェックシートを作成するものとする。

2 維持点検正会員は、点検結果を裏づける文書類のコピー1部をチェックシートに添付して提出しなければならない。

3 チェックシートに添付する文書類は、事務局が指定するものとする。

(維持点検完了証明書)

第5条 維持点検結果の内容を確認し、適合証明検査時の適合基準を維持していると判断される場合は、理事長は「維持点検完了証明書」を交付するものとする。

(自己点検と評価の解説書)

第6条 維持点検実施正会員は、適合証明検査基準及び自己点検と評価の解説書を参考にし、維持点検を実施するものとする。

附則

1 この規則は、2020年7月1日から施行する。